

「住宅セーフティネット」の推進

●「住宅セーフティネット」とは

単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進む中、今後、高齢者、低所得者、障がい者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれています。

一方で、大家の中には、入居者の孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対して不安を持っている方が多くいます。このため、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進しています。

県では、民間賃貸住宅の供給を促進するため、住宅セーフティネット法に基づき、以下の施策を実施しています。

○住宅確保要配慮者とは…

住宅の確保に特に配慮を要する者として、法律や規則で定められています。

低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、DV被害者 など

山形県では、賃貸住宅供給促進計画により新婚世帯や若者なども要配慮者としています。

・セーフティネット住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅です。大家は県に登録申請を行います。登録された住宅は「セーフティネット住宅情報提供システム」により、広く登録住宅の情報が提供されています。登録住宅のうち住宅確保要配慮者の専用住宅は、改修費補助などの経済的支援を受けることができます。また、家賃補助などの支援を行っている市町村もあります。

補助金を
活用した
改修の例



壁取り払い
クローゼット、モニター
付きインターホン設置

・居住サポート住宅

大家が居住支援法人等と連携し、①安否確認、②見守り、③生活・心身が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅です。設置場所により県又は市に認定申請を行います。認定された住宅は「居住サポート住宅情報提供システム」により、広く情報を提供されるとともに、改修費補助などの経済的支援を受けることができます。

○居住支援法人とは…

住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として県が指定するものです。賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援、家賃債務保証等の支援業務を行います。



・サービス付き高齢者向け住宅

居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することにより、高齢者が安心して暮らすことができる住宅です。県に登録申請することで、「サービス付き高齢者向け住宅登録情報システム」により、広く情報が提供されています。登録される住宅等の建設・改修費に対し、国が民間事業者・社会福祉法人等に直接補助をします。

●問合せ先 023-630-2562・2636

山形県 県土整備部 建築住宅課 住宅対策担当